



法改正等情報

平成 30 年 4 月以後

労働契約法『無期転換ルール』の適用に留意ください。

労働契約法第 18 条におきまして、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通年 5 年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（「無期転換ルール」）が規定されています。

この「無期転換ルール」は、規定が施行された平成 25 年 4 月 1 日以降の有期契約から適用されることから、平成 30 年 4 月以降、多くの有期契約労働者に、期間の定めのない労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）が生じることとなります。

<無期転換の条件>

1. 有期労働契約の通算期間が 5 年を超えている

- ・同一の使用者との間で締結された 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（これを「通算契約期間」といいます。）が、5 年を超えていることが要件となります。
- ・契約期間が 5 年を経過していなくても、たとえば、契約期間が 3 年の有期労働契約を更新した場合などは、通算契約期間自体は 6 年になるため、4 年目にはすでに無期転換申込権が発生していることとなります。
- ・通算契約期間は、改正労働契約法の施行日である平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した有期労働契約から算定します。
- ・それ以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間の算定の対象となりません。
- ・同一の使用者との間で有期労働契約を締結していない期間、すなわち「無契約期間」が、一定の長さ以上にわたる場合、この期間が「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から除外されます。

2. 契約の更新回数が 1 回以上

- ・契約更新が 1 回以上行われていることが無期転換申込権発生要件となります。

3. 現時点での同一の使用者との間で契約している

- ・通算 5 年を越えて契約をしてきた使用者との間で、現在、有期労働契約を締結していることが要件となります。
- ・なお、無期転換申込権の発生を免れる意図をもって、就業実態がそれまでと変わらないにも関わらず、派遣形態や請負形態を偽装して労働契約の締結主体を形式的に他の使用者に切り替えた場合、同一の使用者の要件を満たしているものと解釈されます。また、派遣先が、直接雇用をしていた労働者の離職後 1 年以内にその労働者を派遣社員として受け入れることは、労働者派遣法第 40 条の 9 で禁止されている点に留意してください。（労働者が 60 歳以上の場合は禁止対象から除外されます。）

※上記は制度についての抜粋になります。詳細は厚生労働省 HP 又は新潟労働局までお問い合わせください。

新潟労働局 雇用環境・均等室 025-288-3511

厚生労働省 無期転換ポータルサイト <http://muki.mhlw.go.jp/>

## 新ジョブ・カード制度の推進について

ジョブ・カード制度は平成20年に、主に「職業能力の形成機会に恵まれない人」に対する支援策として創設され、主に職業訓練受講者を中心に交付、利用されてきましたが、この度、制度が改正され、学校を卒業してから引退まで「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力の証明」の機能を担い、円滑な就職等のための職業能力証明ツールとして新たに位置づけられ、紙媒体から原則電子化されるなど変更されています。ジョブ・カードには職務経歴や免許・資格といった履歴書に記載する情報の他、自身のキャリア・プラン、学習・訓練歴、訓練、仕事振りの評価など、企業が採用に当たって、履歴書だけでは見えてこない求職者の能力を把握できることもあります。（求職者によってはすべてのシートを作成していないこともあります。）  
※新制度の詳細は、ジョブ・カード総合サイトでご確認ください。

厚生労働省 ジョブ・カード総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp/>

## 平成28年度第2次補正「小規模事業者持続化補助金」の追加公募

### <補助事業の概要>

経済産業省は、平成28年度第2次補正予算に「小規模事業者販路開拓支援事業」を措置し、うち、「小規模事業者持続化補助金」の追加公募を本日開始しました。本事業は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等を支援するものです。

### <募集内容>

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

なお、本追加公募においては、小規模事業者の事業承継に向けた早期・計画的な取組を後押しするため、代表者が60歳以上である場合には事業承継診断票を提出していただくとともに、後継者候補が中心となって取り組む事業を重点的に支援します。

対象者：全国の小規模事業者

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助上限額：50万円

500万円（複数の事業者が連携した共同事業）

### <募集期間>

平成29年4月14日（金）～5月31日（水）※当日消印有効

### <お問い合わせ>

- ・商工会議所管轄地域の方 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

TEL：03-6447-0820

<http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika/>

- ・商工会管轄地域の方 新潟県商工会連合会（担当 広域指導センター）

TEL：025-283-1311

[http://www.shinsyoren.or.jp/home/100\\_keieisoudan/jizokukahojokin](http://www.shinsyoren.or.jp/home/100_keieisoudan/jizokukahojokin)